

横浜市外へ転出される方へ

《注意事項》

① 住民票・印鑑証明書の取得について

転出予定日（異動日）前日までは、青葉区の住民票・印鑑証明書を窓口で取得できます。（個人番号カードを使用したコンビニでの交付を利用することはできません。残られるご家族がいる場合、転出した本人以外も一時的にコンビニ交付を利用できなくなりますので、ご注意ください。）証明書を取得する際は規定の持ち物の他、**必ず転出証明書（カードを利用した転出の場合には住基カードもしくは個人番号カード）をお持ちください。**転出予定日以降は住民票の除票のみ取得できます。

② 転入の手続きについて

新住所地に**住み始めた日から14日以内**に転入の手続きをして下さい。

【転入手続きに必要なもの】

概ね次のものが必要ですが、市区町村によって異なる場合がありますので、詳しいことは**転入先の市区町村へ確認してください。**

- ◎ 転出証明書（カードを利用した転出の場合には住基カードもしくは個人番号カード）
- ◎ 外国人住民の方は在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証
- ◎ マイナンバー通知カードまたは個人番号カード（顔写真付き）
- ◎ 印鑑
- ◎ 本人確認書類（運転免許証・パスポート等をご持参ください。）
- ◎ 委任状（場合によって必要となります。）

③ 転出を取りやめた場合について

転出を取りやめたときは、転出証明書（カードを利用した転出の場合には住基カードもしくは個人番号カード）と本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）を持って、転出届を申請した窓口で転出取消の手続きをして下さい。

〔問い合わせ先〕

〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4
横浜市青葉区役所戸籍課登録担当
☎ 045(978)2233

＊転出される方が下記に該当する場合、同時に手続きが必要です。

詳細は各担当に確認して下さい。

項目〔担当係〕	青葉区での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録 〔登録担当 978-2233〕 2階24番	印鑑登録は異動日をもって自動的に抹消されます。手続きは不要です。カードは返却いただくかご自分で破棄して下さい。	必要な方はあらためて申請して下さい。手続きは各市区町村で異なりますので、詳しいことは転入先の市区町村へ確認してください。
マイナンバー 〔登録担当 978-2233〕 2階24番		住所の記載を変更しますので、通知カードまたは個人番号カード（写真付き）を持参してください。
住民基本台帳カード・個人番号カード（継続利用及び電子証明書） 〔登録担当 978-2233〕 2階24番	電子証明書は自動的に失効します。	・カードの継続利用手続きを行うことにより引き続き使用することができます（ <u>手続き期限あり</u> ）。パスワードが必要です。 ・電子証明書が必要な方は改めて申請して下さい。（ <u>住民基本台帳カードには搭載することはできません。</u> ）
公立小中学校の児童・生徒 〔登録担当 978-2231〕 2階25番	今までの学校から次のものをお受け取り下さい。 ・ 在学証明書 ・ 教科用図書給与証明書	転入手続き時に持参して下さい。 ・ 在学証明書 手続きは各市区町村で異なりますので、詳しいことは転入先の市区町村へ確認してください。
国民年金 〔年金係 978-2331〕 2階30番		年金手帳を持参して下さい。
国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険 〔保険係 978-2335〕 2階28番	以下を持参し係へ手続きをして下さい。 ・ 国民健康保険被保険者証 ・ 介護保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証	あらためて加入手続きをして下さい。（すでに国保に加入している世帯に入る場合、その世帯の保険証を持参して下さい。）
小児医療 〔保険係 978-2337〕 2階27番	医療証を返却して下さい。	あらたに手続きをして下さい。所得証明書が必要な場合があります。転入先の市区町村へお問い合わせ下さい。
児童手当 〔こども家庭係 978-2459〕 2階37番	転出手続きをして下さい。 ※手続きをしないと支給が停止される場合があります。	あらたに手続きをして下さい。必要書類については、転入先の市区町村へお問い合わせください。
原付バイク 〔市民税担当 978-2245〕 3階54番	以下を持参し、廃車手続きをして下さい。 ・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書 ・ 印鑑	以下を持参し、あらためて登録手続きをして下さい。 ・ 廃車証明書 ・ 印鑑